

< コロナ渦の影響を受けた家計の再建について >

FPネットワーク神奈川会員 須藤 毅一

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済が悪化し、その影響で仕事がなくなった、あるいは収入が減少されたという方もおられるのではないのでしょうか。また、外出自粛やテレワークなどにより家にいる時間が増え、新しい生活様式へ対応するための支出が増加しているかもしれません。

こうした収入の減少、支出の増加によって家計の収支バランスが崩れ、貯蓄を取り崩して対応しなければならないような方もいらっしゃるでしょう。このような状況を乗り切るため、どのような支援策や制度があるのか見ていきましょう。

■収入の減少を補うための支援策や制度

生活費を補うため1人につき10万円が一律給付される「特別定額給付金」が実施されましたが、みなさん受給されましたか。この他にも収入の減少を補うための支援策や制度がありますので、ご紹介いたします。

コロナの影響による休業等で収入が減少した場合、一時的な生活資金として上限20万円の「緊急小口資金」の貸付を、また失業等により生活が困窮した場合は、生活再建のための「総合支援資金」の貸付を利用できる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村の社会福祉協議会、または労働金庫にお問い合わせしてみましょう。

また、失業した場合には、雇用保険から「失業等給付」が受給できる可能性があります。勤務先に離職票を発行してもらい、ハローワークに相談してみましょう。

このほか、小学生以下の子どもがいる母子家庭、父子家庭の方が、保育所や学校等の臨時休業や、事業所等の休業による保護者の就業環境の変化によって日常生活に支障をきたした場合には「母子父子寡夫福祉資金貸付制度」が利用できる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村の福祉担当窓口にお問い合わせしてみましょう。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

なお、ご自身が新型コロナウイルスに罹患し、4日以上の休業を余儀なくされ給与が支給されない場合には、「傷病手当金」として健康保険から標準報酬日額の3分の2相当額が給付される制度があります。勤務先に相談してみましょう。

■支出を抑えるための支援策や制度

収入の減少によって税金や保険料などの支払が困難になった場合にも、様々な支援があります。

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険については申請することにより、保険料の減免を受けることができる場合があります。お住まいの市区町村によって減免制度・申請方法等が異なりますので、窓口にお問い合わせしてみましょう。

税金については、事業等の収入が前年同期と比べて20%以上減少している場合、申請により所得税などの国税と住民税などの地方税の納付がそれぞれ1年間猶予されます。この場合、担保の提供は不要で延滞税もかかりません。詳しくは国税については税務署に、地方税については都道府県・市区町村にお尋ねください。

生命保険や損害保険の保険料の支払いができない場合は、最長6ヶ月間保険料払込みが猶予されます。手続き等についてはご自身の加入されている保険会社に確認しましょう。

電気、ガス、水道、電話などの公共料金の支払いについては、国から事業者に対して支払い期限の猶予が要請されています。支払いが困難な場合には、各事業会社や自治体にお問い合わせみましょう。

このほか、住宅ローンの返済期間延長や一定期間の返済額減額、奨学金の減額返還および返済期限の猶予などの措置が受けられる場合もありますので、ローンを利用している金融機関や奨学金の利用団体に問い合わせしてみましょう。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

■国や自治体などの支援策や制度における区分

「収入の減少を補う」、「支出を抑える」という2つの側面から支援策や制度をご紹介しましたが、最後にその区分についてしっかりと理解しておきましょう。

「給付」は基本的に返還の義務はありませんが、資料の提出を求められる場合があります。必要な資料はきちんと保管しておきましょう。「猶予」は支払の期日や期限を先に延ばすことで支払金額が少なくなるわけではありません。

また、「減免」は支払額の全部または一部が免除されるものです。支払額および総支払額も少なくなります。一方で、「減額」は一定期間の支払額を減額するものですが、支払の期間が延びるため支払総額が多くなる場合があります。

「融資」や「貸付」はお金を借りることで、借りたお金はいずれ返済しなければなりませんし、通常は利息が発生します（一定期間無利息のものもあります）。それぞれの区分についてもしっかりと理解したうえで利用しましょう。

■FPによる無料相談のご案内

これまでご紹介したように、新型コロナウイルスにより困難な状況になった場合でも様々な支援策があります。利用できるものは利用し、この困難な状況を乗り切りましょう。

なお、FP ネットワーク神奈川では新型コロナウイルスの影響によるライフプランのご相談にも対応しております。緊急の対応だけでなく、家計を見直して今後の生活再建につなげることも大切です。ファイナンシャルプランナーによる無料相談を是非ご利用ください。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp